

○ 三位一体改革前の3段階の税率を設定した場合の個人市民税所得割額（令和3年度当初課税ベース）について

(単位:千円, %)

課税標準額の階層	令和3年度課税標準額 (※1) (A)	教職員給与費移管に伴う影響を除いた令和3年度所得割額(※2, ※4) (B)	平成18年度の平均税率で計算した所得割額(※3, ※4) (C)	増減額 (C) - (B) (D)	増減率 (D) / (B)
200万円以下	380,188,103	22,810,111	11,404,468	△11,405,643	△ 50.0
200万円を超え700万円以下	640,011,664	38,400,700	32,227,743	△6,172,957	△ 16.1
700万円超	425,173,170	25,510,390	35,543,682	10,033,292	39.3
合 計	1,445,372,937	86,721,201	79,175,893	△7,545,308	△ 8.7

※1 総所得金額及び山林所得金額に係る課税標準額

※2 三位一体改革による影響額を試算するため、令和3年度課税標準額(A)に教職員給与費移管に伴う税源移譲前である平成29年度の平均税率(※4)を乗じて教職員給与費移管の影響のない所得割額(B)を算出。

※3 令和3年度課税標準額(A)に、平成18年度の平均税率(※4)を乗じて算出。

※4 (B)及び(C)の算出に当たっては、課税標準額の階層ごとに総所得金額及び山林所得金額に係る所得割額から算出した平均税率(参考を参照)を使用している。

※5 税額控除及び減免等は含まない。

(参考)

課税標準額の階層	平成29年度		平成18年度	
	税率	平均税率	税率	平均税率
10万円以下の金額	6.0%	5.9%	3.0%	2.9%
10万円を超え100万円以下		6.0%		3.0%
100万円 " 200万円 "		6.0%		3.0%
200万円 " 300万円 "		6.0%	8.0%	3.9%
300万円 " 400万円 "		6.0%		5.1%
400万円 " 550万円 "		6.0%		5.9%
550万円 " 700万円 "		6.0%		6.4%
700万円 " 1,000万円 "		6.0%	10.0%	7.1%
1,000万円を超える金額		6.0%		8.8%

※ 平成18年度以前の個人市民税所得割の税率は、課税標準額が一定額を超えた場合に、その超過額にのみ、より高い税率を適用することとされていたため、「税率=平均税率」とならない場合がある。